

# 令和 7 年度版

## 市町村胃がん検診として実施する 胃内視鏡検診マニュアル

### ※R 6 年度版マニュアルからの主な変更点

- ・ P 9 2. 検診の流れ＞②予約後受診に「問診票の持参忘れの場合は、医療機関で印刷の上記入」を追加
- ・ P11 ②医療機関 「※「問診票（別紙 2）」を持参し忘れた場合は、医療機関で新たに印刷の上、記入をしてもらう。」を追加
- ・ P12 (6) 検診結果の整理＞②市町村＞イの「(別紙 11)」を「(別紙見本)」に変更。「市町村で書面の変更を行う場合は、「胃内視鏡検診結果のおしらせ(別紙見本)」に準拠して作成すること。」を追加
- ・ P13 (7) 検診費用の請求、支払いの「請求書」を「胃内視鏡検診請求書(別紙 12)」に変更
- ・ P13 (8) 事後指導及び管理＞②総保協＞アの、「胃がん検診集計表（別紙 12）」を「胃がん検診集計表（別紙 11）」に変更

令和 7 年 4 月

高知県健康政策部健康対策課

(電話：088-823-9674)

## 市町村胃がん検診として実施する胃内視鏡検診マニュアル 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| I. 目的.....                           | 3  |
| II. 胃内視鏡検査の実施内容.....                 | 3  |
| 1. 検診の実施内容.....                      | 3  |
| 2. 検診対象者.....                        | 3  |
| 3. 検査実施機関.....                       | 3  |
| 4. 検査実施者.....                        | 3  |
| 5. 検診実施期間.....                       | 3  |
| 6. 自己負担金.....                        | 3  |
| 7. 検査委託料.....                        | 3  |
| 8. 申込方法.....                         | 3  |
| III. 市町村がん検診における胃内視鏡検査実施医療機関の要件..... | 4  |
| 1. 検査医.....                          | 4  |
| 2. 研修会受講.....                        | 4  |
| 3. 1次読影の判定基準を確認する会への参加.....          | 4  |
| 4. 機器管理.....                         | 4  |
| 5. 偶発症対応.....                        | 5  |
| 6. データ提供環境.....                      | 5  |
| IV. 「検査医」の要件及び認定方法等.....             | 6  |
| 1. 検査医の要件.....                       | 6  |
| 2. 検査医の認定の申請.....                    | 6  |
| 3. 検査医の認定.....                       | 6  |
| 4. 検査医の認定期間.....                     | 6  |
| V. 「胃内視鏡検診研修会」.....                  | 7  |
| 1. 受講対象者.....                        | 7  |
| 2. 研修カリキュラム.....                     | 7  |
| VI. 胃内視鏡検査の流れ.....                   | 8  |
| 1. 契約事務・支払事務の流れ.....                 | 8  |
| 2. 検診の流れ.....                        | 9  |
| 3. VIの1・2を通した全体の流れ.....              | 10 |
| (1) 契約.....                          | 10 |
| (2) 事前準備.....                        | 10 |
| (3) 検査の実施.....                       | 11 |
| (4) 自己負担金の徴収.....                    | 12 |
| (5) 二次読影・画像点検の実施.....                | 12 |
| (6) 検診結果の整理.....                     | 12 |
| (7) 検診費用の請求・支払い.....                 | 13 |
| (8) 事後指導及び管理.....                    | 13 |
| (9) デジタル化について.....                   | 13 |
| 様式一覧.....                            | 14 |

# 市町村胃がん検診として実施する胃内視鏡検診マニュアル

## I. 目的

このマニュアルは、市町村が実施するがん検診（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に基づき市町村が実施する検診。以下「検診」という。）のうち、胃がん検診の胃内視鏡検査が円滑に行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

## II. 胃内視鏡検査の実施内容

### 1. 検診の実施内容

健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添（平成 28 年 2 月 4 日一部改正）「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び「高知県胃がん検診実施指針」に規定される胃内視鏡検査とする。

胃内視鏡検査の実施に当たっては、一般社団法人日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2024 年度版」（以下「学会マニュアル」という。）を参考にすること。

### 2. 検診対象者

高知県内に住所を有し、以下の要件をいずれも満たす者。

- （1）50 歳以上の者。
- （2）県内の市町村より胃内視鏡検診受診票（別紙 1）及び問診票（別紙 2）の配布を受けている者。

### 3. 検査実施機関

5 ページに示す、「Ⅲ. 市町村がん検診における胃内視鏡検査実施医療機関の要件」を満たす医療機関。

### 4. 検査実施者（以下「検査医」という。）

6 ページに示す、「検査医」の認定を受けた医師。

### 5. 検診実施期間

令和 6 年 4 月 1 日～市町村が発行する胃内視鏡検診受診票（別紙 1）に記載されている有効期限まで。

### 6. 自己負担金（医療機関が受診者本人から徴収する額）

各市町村により、自己負担金は異なります。

胃内視鏡検診受診票（別紙 1）に記入されている自己負担金を徴収してください。

### 7. 検査委託料

1 件当たり 14,484 円

※実際に検査料を請求する際は、医療機関で徴収した自己負担金を除いた額となります。

（例：自己負担金 1,000 円の場合：14,484－1,000＝13,484 円が請求額となります。）

### 8. 申込方法

検診対象者から医療機関に直接申し込み。

### Ⅲ. 市町村がん検診における胃内視鏡検査実施医療機関の要件

学会マニュアルに沿った検診を実施すること。主な要件は次の1～6のとおりとする。

#### 1. 検査医（詳細6ページ参照）

胃内視鏡検査を実施する医師は、あらかじめ「高知県胃内視鏡検診運営委員会」に「検査医認定申請書」を提出し、「検査医」の認定を受けておくこと。

#### 2. 研修会受講

(1) 検査医は、胃内視鏡検査を実施するまでに県が開催する「胃内視鏡検診研修会」を受講していること。

(2) メディカルスタッフ（看護師、臨床検査技師など）は、「胃内視鏡検診研修会」のカリキュラムの一部である「胃内視鏡の洗浄・消毒」の項目を受講していること。

なお、「胃内視鏡の洗浄・消毒」以外の研修項目も極力受講すること。

ただし、日本消化器内視鏡技師会が開催する「消化器内視鏡機器取扱い講習会（基礎編）」を5年以内に受講済みの場合は、受講証明書の写しを提出することで受講を免除する。

#### 3. 1次読影の判定基準を確認する会への参加

検査医は、胃内視鏡検査を実施するまでに「一次読影の判定基準を確認する会」に参加すること。

#### 4. 機器管理

(1) 内視鏡の洗浄・消毒は、手洗いと自動洗浄消毒機を併用していること。

(2) 消毒剤は、高水準消毒薬が望ましい。

ただし、機能水を用いる場合は、機能水の特性、欠点、内視鏡機器の殺菌効果に関して科学的根拠の上で不確実な点があることなどを正しく理解し、財団法人機能水研究振興財団発行の「機能水による消化器内視鏡洗浄消毒器の使用の手引き」などを参照の上、各施設の責任において適正かつ慎重に使用すること。

#### 5. 偶発症対応（1）～（3）必須。（4）もしくは（5）の体制があること。

(1) 救命救急設備を備えていること。

・酸素、バックバルブマスク（BVM）、気管挿管セット、心電図モニター、除細動器（AED）など

(2) 救急カートを近くに置き、輸液、強心剤など必要な医薬品を常備すること。

・血管確保のための点滴セット、注射針、注射筒、輸液（生理食塩液、ブドウ糖液[5%、20%]、リンゲル液など各種輸液製剤）、強心剤・昇圧剤（アドレナリン、ドパミンなど）、グルカゴン、抗不整脈剤（リドカインなど）、冠拡張剤（ニトログリセリンなど）、ステロイド剤、気管支拡張剤（ネオフィリンなど）、ベンゾジアゼピン受容体拮抗剤（フルマゼニル）、降圧剤（アダラート錠、ペルジピン注）、鎮静剤（ジアゼパムなど）、H1受容体拮抗剤など

- (3) 救急カートを点検し、定期的に緊急対応の訓練を行っていること。
- (4) 次のような偶発症への対応体制が整っていること。
  - ・鼻出血、生検や粘膜裂創による出血、アナフィラキシーショック、呼吸抑制
- (5) 偶発症対応が院内で困難な場合、近隣の医療機関と連携体制が取れていること。

## **6. データ提供環境**

- (1) 院外への画像提出が可能なこと。
- (2) 画像データには個人名は記入せず、検診番号の入力が可能なこと。
- (3) 画像データを USB に保存して、提出することが可能なこと（他の媒体は要協議）。

#### IV. 「検査医」の要件及び認定方法等

「検査医」の認定は、「高知県胃がん検診実施指針に基づき実施する胃内視鏡検査に係る検査医の認定に関する事務取扱要領」に基づき認定する。主な内容は次のとおり。

##### 1. 検査医の要件

次の（１）もしくは（２）のいずれかの要件を満たし、かつ、高知県胃内視鏡検診運営委員会の認定を受けた者。

（１）日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師

（２）診療、検診にかかわらず年間 100 件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

##### 2. 検査医の認定の申請

検査医の認定を受けようとする者は、高知県胃内視鏡検診運営委員会に、検査医認定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（１）１の（１）の要件の場合は、認定医・専門医の資格を証する書類の写し

（２）１の（２）の要件の場合は、検査実績を証明する申立書

##### 3. 検査医の認定

高知県胃内視鏡検診運営委員会は、前条に基づき提出された検査医認定申請書を確認し、要件を満たした医師を「検査医」として認定し、認定書を交付する。

##### 4. 検査医の認定期間

検査医の認定期間は、次のとおりとする。

（１）１の（１）の要件で認定を受けた場合の有効期間は認定日から 5 年を超えない年度末までの期間とする。

（２）１の（２）の要件で認定を受けた場合の有効期間は認定日から 3 年を超えない年度末までの期間とする。

## V.「胃内視鏡検診研修会」

### 1. 受講対象者

#### (1) 検査医。

胃内視鏡検査を実施するまでに研修会を受講しておくことが必須要件となります。

#### (2) メディカルスタッフ（看護師、臨床検査技師など）。

メディカルスタッフは、カリキュラム中、「9 感染症対策」の「胃内視鏡の洗浄・消毒」の項目を受講していること。

なお、「胃内視鏡の洗浄・消毒」以外の研修項目も極力受講すること。

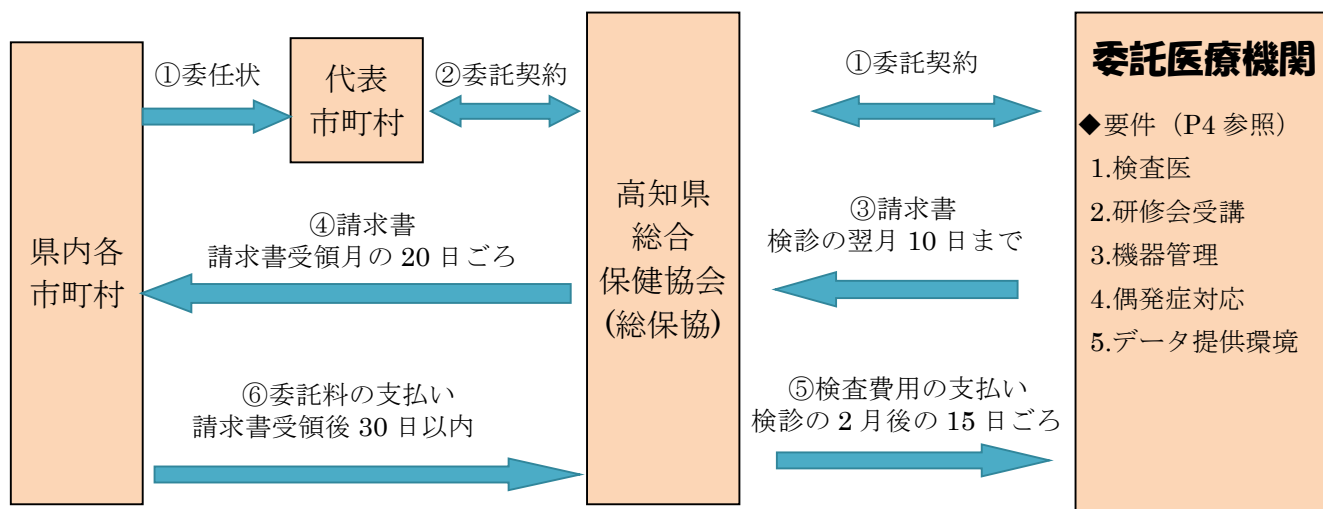
ただし、日本消化器内視鏡技師会が開催する「消化器内視鏡機器取扱い講習会（基礎編）」を5年以内に受講済みの場合は、受講証明書の写しを提出することで受講を免除する。

### 2. 研修カリキュラム

|    | 課題           | 内容                                                                                                    |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 胃がんの罹患・死亡の動向 | ・がん登録                      ・人口動態統計                                                                    |
| 2  | 胃がんのリスク要因    | ・ピロリ感染                      ・生活習慣：喫煙、高塩分食など                                                           |
| 3  | がん検診の基本概念    | ・対象：適応と除外              ・検診と診療の相違点<br>・対策型検診と任意型検診                                                     |
| 4  | がん検診の有効性評価   | ・研究方法                      ・アウトカム指標：適切な指標とは何か。<br>・ガイドライン                                             |
| 5  | がん検診の利益      | ・死亡率減少効果                                                                                              |
| 6  | がん検診の不利益     | ・偽陽性：定義、対策              ・過剰診断：定義、対策<br>・感染                                  ・偶発症                      |
| 7  | 精度管理         | ・精度管理の方法：チェックリスト<br>・精度管理指標：受診率、がん発見率、要精検率、<br>精検受診率、陽性反応適中度<br>・感度・特異度                      ・追跡調査の方法 |
| 8  | 胃内視鏡検診の方法    | ・対象年齢・検診間隔              ・撮影方法                      ・読影基準<br>・症例検討                                     |
| 9  | 感染症対策        | ・胃内視鏡検査による感染事故              ・胃内視鏡の洗浄・消毒                                                               |
| 10 | 偶発症対策        | ・胃内視鏡検査による偶発症              ・安全管理対策<br>・偶発症の報告方法                                                       |

## VI. 胃内視鏡検査の流れ

### 1. 契約事務・支払事務の流れ



①集合契約を締結するため、各医療機関は高知県総合保健協会と委託契約を締結。  
各市町村は代表市町村に契約に関する委任状を提出。

②高知県総合保健協会と代表市町村で契約を締結。

③医療機関は、検診の翌月 10 日までに、請求書を総合保健協会に提出。

④総合保健協会は、医療機関から提出された請求書を基に、該当市町村別に請求書を送付。

⑤総合保健協会は、請求書受領月の翌月 15 日ごろまでに、医療機関に検査費用を支払。  
(総合保健協会から医療機関への振込みに係る手数料は医療機関の負担となります)

⑥市町村は、請求書受領後 30 日以内に総合保健協会に委託料(検査費用+事務費)を支払。

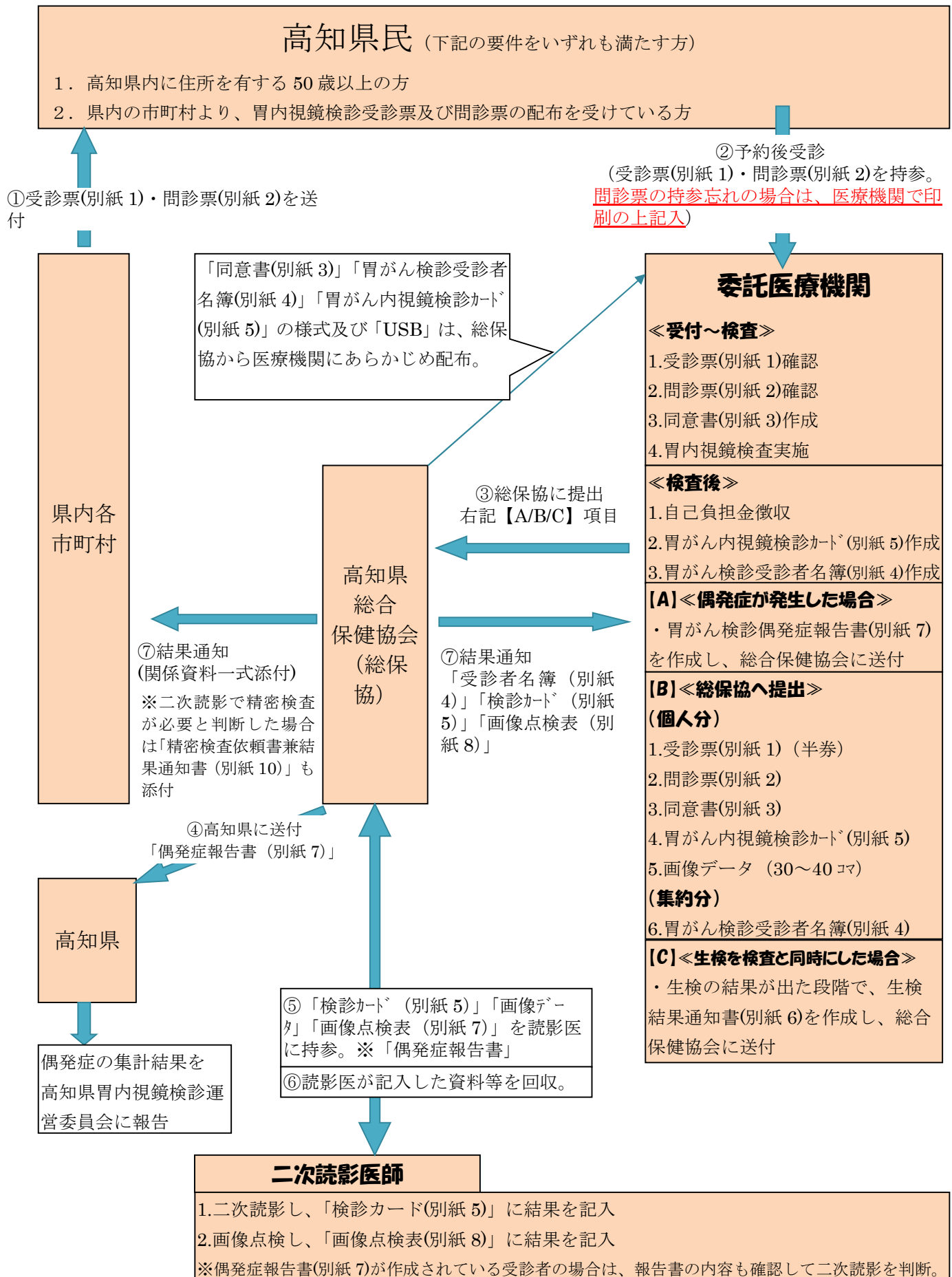
#### 委託医療機関の主な業務

- ・胃内視鏡検査の実施と一次読影(受診者への最終検診結果は市町村が行います)
- ・一次読影結果と画像データを総合保健協会へ提出
- ・受診者から自己負担額を徴収
- ・偶発症が発生した場合は「胃がん検診偶発症報告書(別紙7)」を総合保健協会へ提出
- ・検査と同時に生検を実施した場合は「生検結果通知書(別紙6)」を総合保健協会へ提出

#### 高知県総合保健協会の主な業務

- ・検診に係る各種様式の印刷、画像データ提供用の USB の準備と医療機関への配布
- ・二次読影医師への必要書類等の提供と回収
- ・検診費用等の市町村への請求と医療機関への支払
- ・検診結果を医療機関及び市町村へ報告

## 2. 検診の流れ



### 3. VIの1・2を通した全体の流れ

#### (1) 契約（市町村実施の検診における検診実施医療機関との契約事項について）

・市町村 ⇒ （市町村代表） ⇔ 高知県総合保健協会 ⇔ 医療機関  
【委任】 【委託契約】 【委託契約】

国及び県の実施指針において、胃内視鏡検診実施医療機関が行う内容は「問診、胃内視鏡検査の実施」「精密検査結果の把握と整理」「市町村への検診結果の集計・報告」となっています。

このうち、「精密検査結果の把握と整理」「市町村への検診結果の集計・報告」については、各医療機関でそれぞれ報告することは、報告する医療機関にとっても、報告を受けた後さらに集計が必要となる市町村にとっても、作業が煩雑となります。

そのため、各医療機関は、二次読影の業務と合わせてこの作業を高知県総合保健協会に委託して、高知県総合保健協会で一括して処理をすることとします。

- ①市 町 村：契約について市町村代表に委任する。
- ②市町村代表：高知県総合保健協会と契約する。
- ③総 保 協：ア：市町村との契約事務代行、二次読影及び検診結果処理を行うことについて医療機関と契約する。  
イ：県内市町村から委任を受けた市町村代表と、医療機関の代表として契約する。
- ④医 療 機 関：個別検診の市町村との契約事務、二次読影及び結果処理に関して高知県総合保健協会と契約する。

#### (2) 事前準備

- ①市 町 村：「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」「問診票(別紙 2)」を対象者に送付する。  
その際には、「検診実施利用機関一覧表」を同封する。
- ②医療機関：ア：「医材」は医療機関で準備。  
イ：未記入の「同意書(別紙 3)」「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」の様式、「USB」を総保協から受け取る。  
ウ：上記様式が年度途中で不足した場合は、総保協に連絡して追加配布を受ける。
- ③総 保 協：ア：「同意書(別紙 3)」「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」を印刷する。  
イ：上記様式と「USB」を医療機関に配布する。  
ウ：医療機関から上記様式等の追加希望の連絡あった場合は、必要数を再配布する。

### (3) 検査の実施

- ①対象者：ア：医療機関に問合せ、予約後受診する。  
イ：受診時は、「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」「問診票(別紙 2)」を持参する。  
ウ：受診後は、受診票(別紙 1)に提示されている自己負担金を支払う。

- ②医療機関：ア：対象者が、「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」「問診票(別紙 2)」を持参した場合のみ受付。

※「問診票(別紙 2)」を持参し忘れた場合は、医療機関で新たに印刷の上、記入をしてもらう。

- イ：保険証等により必ず本人確認を行う。  
ウ：問診後、検査内容を説明し、「同意書(別紙 3)」に医師・対象者双方が記入する。  
エ：胃内視鏡検査を行う。  
撮影コマ数は、食道・胃・十二指腸を含めて 30～40 コマ程度とする。  
検査の手順は学会マニュアルの「Ⅶ. 検査手順の 4. 胃内視鏡検査手順」を参照すること。  
オ：検査終了時に検査の概要、生検の有無の説明を行う。検査の結果は二次読影で最終判断が決定することから、約 1 か月後に市町村から文書で結果が通知されることを説明する。  
カ：「画像データ」には、個人名は記入せず、検査番号を入力する。  
(※検査番号・・医療機関の番号(3 桁)+通し番号(5 桁))  
(例：医療機関番号が 8 番、26 番目の受診者の場合 00800026)  
総保協から提供された「USB」にデータを保存して総保協へ提出。  
キ：「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」に受診日、医療機関名等を記入し、切り取り線から切り離し、上段を医療機関で保管。下段は総保協へ提出。  
ク：「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」に一次読影結果等必要事項を記入。  
ケ：「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」は、市町村ごとに作成する。  
コ：「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」の下段半券、「問診票(別紙 2)」「同意書(別紙 3)」「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」「画像データ」を総保協に提出。  
(※前週(日曜日から土曜日) 1 週間分を翌週火曜日迄に総保協へ提出。なお、翌週の月曜日が祝日の場合は水曜日迄とする。)  
提出時の書類の紛失を防ぐため原則、直持ちとする。  
直持ちが困難な場合は、配達記録が残る書留郵便等で送付すること。

- ※ 1：検査の段階で急を要す症状の場合に限っては、二次読影の結果を待たずに治療を開始して良い。  
※ 2：胃内視鏡検査時に生検を同時に実施した場合は、生検の結果が出た段階で、「生検結果通知書(別紙 6)」を作成し、総保協に提出。  
※ 3：胃内視鏡検査時に、偶発症が発生した場合は、「胃がん検診偶発症報告書(別紙 7)」を作成し、総保協に提出する。

### ＜生検について＞

・生検は医療保険給付の対象となないので、同意書を取る段階で生検の同時実施の可否を

**確認しておくこと。**

**・生検は腫瘍性病変が想定される場合にのみ行うこと。**

#### **(4) 自己負担金の徴収**

①医療機関：検査実施後、「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」に記載されている自己負担金を徴収。

※最後まで検査ができなかった場合は、自己負担金を徴収することはできませんし、検査費用を総保協に請求することもできません。

#### **(5) 二次読影・画像点検の実施**

①総 保 協：ア：医療機関から提出された「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」「画像データ」「胃がん検診偶発症報告書(別紙 7)」と「胃がん検診内視鏡画像点検表(別紙 8)」を二次読影医に持参する。

「画像点検表(別紙 8)」は 1 医療機関 1 枚とする。

(例：A 病院 2 件、B 病院 5 件、C 病院 8 件の読影を依頼する場合、画像点検表は 3 枚用意する。)

イ：二次読影終了後は、読影医に渡した「資料一式」及び「画像データ」を回収する。

ウ：「ア」「イ」は 1 週間以内に完了させる。

②二次読影医：ア：「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」の二次読影結果記載欄に記入する。

イ：「胃がん検診内視鏡画像点検表(別紙 8)」に、医療機関単位で、画像データの画像の網羅性や、画像の条件などについてチェックし記入する。

「画像点検表(別紙 8)」は 1 医療機関 1 枚とする。

(例：A 病院 2 件、B 病院 5 件、C 病院 8 件の読影を行う場合、画像点検表は A・B・C 各病院 1 枚記入する。)

ウ：読影後は、総保協から提供のあった資料一式及び画像データを総保協に返却する。

#### **(6) 検診結果の整理**

①総 保 協：ア：二次読影で新たに精密検査が必要と判断された場合は、「精密検査依頼書兼結果通知書(別紙 10)」を作成する。

イ：市町村ごとに、「胃がん内視鏡検診要精検者台帳(別紙 9)」を作成する。

ウ：医療機関に、二次読影結果を記入した「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」及び、「胃がん検診内視鏡画像点検表(別紙 8)」を送付する。

エ：市町村に「胃内視鏡検診受診票(別紙 1)」の半券、「問診票(別紙 2)」「同意書(別紙 3)」「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」「精密検査依頼書兼結果通知書(別紙 10)」を送付する。

**概ね検診受診から 1 カ月以内。**

②市 町 村：ア：総保協から送付される資料一式を受け取る。

イ：概ね検診受診から 1 カ月程度で、受診者全員に「胃内視鏡検診結果のおしらせ(別紙見本)」を送付する。

市町村で書面の変更を行う場合は、「胃内視鏡検診結果のおしらせ(別紙見本)」に準拠して作成すること。

ウ：精密検査対象者には、「精密検査依頼書兼結果通知書(別紙 10)」を渡して、受診勧奨を行う。

③医療機関：原則、検診結果は二次読影の結果後に市町村が実施します。

二次読影結果での説明と、医療機関での一次検査の説明が食い違くと、対象者が混乱しますので、「がん」が明らかに認められ、直ちに治療を行う必要がある場合を除き、医療機関での結果説明は行わないでください。

## (7) 検診費用の請求、支払い

①医療機関：検診実施月の翌月 10 日までに総保協に胃内視鏡検診請求書(別紙 12)を送付。

②総 保 協：ア：各市町村に検診費用＋事務費等を請求。(請求書受領月の 20 日ごろ)  
イ：医療機関に検診費用を支払う。(請求書受理月の翌月 15 日ごろ)  
ウ：二次読影医に読影費用を支払う。

③市 町 村：総保協に検診費用＋事務費等を支払う。(請求書受理月 30 日以内。)

## (8) 事後指導及び管理

①市 町 村：ア：精密検査未受診者に、再度受診勧奨を行う。

イ：「問診票(別紙 2)」「同意書(別紙 3)」「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」「胃がん検診偶発症報告書(別紙 7)」「胃がん内視鏡検診要精検者台帳(別紙 9)」「胃がん検診集計表(別紙 12)」を整理し、5 年間保管。

②総 保 協：ア：精密検査結果を整理し、「胃がん検診集計表(別紙 11)」を作成し、市町村に送付。  
イ：精密検査未受診者がいた場合は、市町村に連絡する。

③医療機関：胃内視鏡検査の記録(電子媒体など)、生検の記録、結果の記録された「胃がん検診受診者名簿(別紙 4)」「胃がん内視鏡検診カード(別紙 5)」を検査実施結果として 5 年間保管。

## (9) デジタル化について

検診についてデジタル化を行う場合、様式等は本マニュアルに準拠して作成すること。また、市町村、総保協と調整のうえ作成すること。